

介護保険制度の改善等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣 あ て  
厚 生 労 働 大 臣  
ワクチン接種推進担当大臣  
全世代型社会保障改革担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、介護従事者の給与を引き上げる処遇改善を行っているが、引上げ額が十分とは言えず介護人材の不足が解消されないことや、低い介護報酬を背景に、介護事業所では経営難が続くとともに、人手不足から介護従事者が一人で夜勤をせざるを得ない状況も生じている。

一方、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、令和6年度の介護保険制度改正に向けて、原則1割負担の介護サービス利用料の2割・3割負担への引上げや、要介護1・2の軽度者の給付の抑制等、利用者負担と給付について議論するとともに、同審議会介護給付費分科会では、介護現場の見守り機器等の新技術導入に伴う介護人材の配置基準引下げも検討している。

長引くコロナ禍で利用控えや人手不足を原因とする事業所の閉鎖が進み、介護サービスを受けることができない利用者がある中、このような制度改正を行えば、利用料の自己負担の増加や給付の抑制に伴いこれまで通りのサービスが受けられなくなる利用者が増えることや、処遇改善が不十分なまま、配置される人員が減ることで、介護従事者の負担が重くなることが懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の介護とともにある暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 利用料引上げ、ケアマネジメント費の有料化による利用者の負担増や軽度者への給付・福祉用具貸与の見直しによる介護の質の低下を行わないこと。
- 2 全額公費により全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げ、介護人材を確保し、人員配置基準の引上げを行うこと。
- 3 介護事業所・従事者が不安なく介護を提供し、利用者が安心して介護を受けられるよう、検査・ワクチン体制整備等、新型コロナウイルス感染症対策を強化し、コロナ禍において生じた介護事業所の減収を補填すること。
- 4 介護サービスの利用料の軽減、介護報酬の改善、介護保険財政における国庫負担割合の引上げ等、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。